

主な論点に対する各法人の意見

1. 独立行政法人国立美術館	1
2. 独立行政法人国立文化財機構	5
3. 独立行政法人日本芸術文化振興会	8
4. 独立行政法人国立科学博物館	19

主な論点に対するご意見

法人名:独立行政法人国立美術館

意見発表者 役職:東京国立近代美術館長、氏名:加茂川幸夫

1. 国立文化施設等(博物館・美術館・劇場)の目的・役割・機能や事業の特性は、どのようなものか。

(意見)

- 国立美術館は、他の美術館と同様に、美術館である以上、美術(映画を含む)に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査研究及び教育普及の事業等を行う施設である。しかし、国立美術館としての存在意義は、これらの諸事業を国立に相応しい形態(例えば、先導的、先端的、主導的な展覧会など)で実施するとともに、国の文化政策と軌を一にして国の文化振興に貢献することにある。この点で、国立美術館を含め美術館振興に関する国の政策が明確に示されることが肝要である。
- また、国立美術館の管理運営に対して、国民の税金である運営費交付金が投入されていることに鑑みれば、その活動による利益・成果は、作家や研究者をはじめとする美術関係者のみならず、利用者である国民一般へのサービスの維持向上や他の美術館への連携協力といった形で還元されなければならない。
- これらに反する極端な効率化や利益追求は国立美術館活動の趣旨にはそぐわない。例えば、入館料は本来であれば原則無料を目指しつつ、極力低廉な価格で、様々な鑑賞機会が提供されるべきである。
- なお、国立美術館は、美術作品の収集・保管、観覧等にとどまることなく、現存作家の展覧会開催やその講演会、アーティストトーク、キュレーターによるギャラリートークなどの事業にも精力的に取り組んでおり、美術(文化)の創造や芸術家を育てるという大きな責務を担っている。この創造活動や人材育成への支援は、今後も重要な事業として位置付けられるべきである。さらに、グローバル化、国際化の中で、各国の国立美術館との連携協力をより緊密化、強化するうえでも、国立の美術館としての充実が求められる。

2. 国立文化施設等が独立行政法人に移行して、(1)改善された点(メリット)や、(2)独立行政法人制度適用上の問題点(デメリット)は何か。

(意見)

- 改善された点(メリット)(主なもの)
 - ・運営費交付金制度により、予算科目上の用途特定がなくなり、柔軟な執行が制度上可能
 - ・理事長の裁量により、柔軟な組織編成が可能
 - ・目的積立金制度により、自己収入予算を上回った収入の活用が制度上は可能
 - ・活動の自己点検、文科省評価委員会等の評価により、PDCA サイクル機能の向上 など

○制度適用上の問題点(デメリット)(主なもの)

- ・目的積立金とするための経営努力認定基準の運用と不承認
- ・独立行政法人に対する一律取り扱いの弊害(5カ年で人件費5%、一般管理費15%、業務経費5%の削減)
- ・法人業務の拡大(監事監査の強化、評価関連事務の増加等)
- ・本来は法人の裁量によるものに、国の基準を一律に適用(随意契約基準、給与水準等)

3. 国立文化施設等を独立行政法人制度とは別の新たな法人制度に移行させることについてのどのように考えるか。

(意見)

- 現行の独立行政法人制度は、当該法人が担う分野や目的・役割等個別の状況を一切勘案することなく、全ての独立行政法人を対象に横断的に対処しようとする制度設計となっていることに問題がある。
- 言い換えれば、国の政策としてのメリハリが無く、例えば、インセンティブの向上に資すべき目的積立金制度が機能していないこと、国の財政状況を反映した予算削減・総人件費改革等については、法人の役割・規模等を全く勘案せず一律に適用していること、理事長の権限とされていたにもかかわらず、随意契約基準等については国と同等の基準を強いられていること等がある。独立行政法人制度の導入は、主体性の尊重、裁量判断の拡大といわれながら、結局は、その自由度は限定的で裁量が狭められつつある。
- 別の新たな法人制度への移行が、国立美術館の特性を踏まえつつ、独立行政法人制度の本来のメリットが活かされるようなものであるならば、賛成である。
いずれにしても、新たな法人制度の移行により国立美術館活動の一層の活性化と国民に対する快適な鑑賞環境の確保とサービスの向上等に資するものである必要がある。

4. 仮に国立文化施設等が新たな法人制度に移行する場合の、(1)望ましいガバナンスの在り方、(2)望ましい目標設定や評価の在り方、(3)望ましい予算措置・財源確保の在り方は、それぞれどのようなものが考えられるか。

(意見)

①望ましいガバナンスの在り方

- 国と独立行政法人国立美術館との関係では、独立行政法人制度が、法人の独自性・自律性を高めるため、国による事前統制を極力排除し、事後評価に重点を置かれていることに鑑みれば、そのことを基本的に踏襲すべきと考える。しかし、例えば、国立大学法人制度では「役員任命」「中期目標」に関して大学の自主性・自立性の観点から通則法と異なる内容の規定が置かれており、また、研究開発法人についても別の法律により独立行政法人一般に適用される規定の特例が設けられている。

国立美術館は欧米の美術館に比して人員・組織ともに脆弱であり、美術館活動の特性に応じた特例措置が不可欠と考える。いずれにしても、新たな法人制度への移行が

国立美術館活動の一層の活性化等に資するものである必要があり、美術館の自助努力とともに国の理解と柔軟な対応が重要であるとする。

- また、国立文化財機構、日本芸術文化振興会及び国立美術館については、目的・役割等を異にするものであり、その目的・役割等を十二分に果たし得るガバナンスをそれぞれ構築することが必要であり、別個の法人格を付与する必要がある。

②望ましい目標設定や評価の在り方

国立美術館にとって目標が設定されることは望ましいことであり、新たな法人制度にする場合でも継続されるべきであるとする。しかし、目標設定の必要性やその成果の検証方法などについて、所管庁である国と国立美術館(大臣と理事長)とが、共通の認識を持つことが重要であり、その上で、難しい課題ではあるが、定量的な目標のみに偏らない目標設定について検討する必要がある(常に右肩上がりの入館者の確保は非現実的)。

なお、事業評価については、独立行政法人国立美術館の特性に応じて簡便かつ効果的・効率的な方法を加味すべきである。

③望ましい予算措置・財源確保の在り方

- 独立行政法人国立美術館に対する国からの運営費交付金については、平成18年度からの5カ年で、人件費5%、一般管理費15%、業務経費5%を削減してきた。また、自己収入については毎年度1%を増してきたところである。これは政府における行政改革等を反映した措置であるが、特に人件費削減に関連し、独立行政法人移行の直近の職員数が113人であったものが、平成22年4月には98人(国立新美術館を除く)で、15名減となっている。現在、独立行政法人スキームでは困難とされている国の政策の必要性に応じて組織の充実や職員の増が図れるような仕組みの導入と予算措置を強く望みたい。

- また、国立美術館の運営の自立性等を向上させるためには、現行の自己収入予算は計上していくべきとする。なお、自己収入予算を上回った収入については、目的積立金の認定を経ずに、法人の裁量により自由に使用できるようにすることも検討すべきである。それによって自己収入を獲得しようとするインセンティブともなる。

- これまでの予算削減に対処するため、本来守るべき美術作品購入費もやむを得ず削減してきており、平成13年度購入実績が999百万円であったものが、平成21年度実績は837百万円に減額している。このような状況では、市場原理の下で価格が高騰している中でナショナルコレクションとして必要な美術作品を確保していくことは困難である。このため、国立美術館に対する運営費交付金の拡充のみならず、例えば、国において購入し国立美術館に長期貸与する方途の導入など、国と国立美術館が一体となった美術作品購入のための仕組みの導入を望みたい。

5. (国立美術館、国立文化財機構について)機動的な美術品等の取得が可能となる仕組みは、どのようなものが考えられるか。

(意見)

- 国立美術館において機動的な美術作品の購入を可能とするためには、常に美術作品の購入に充てることができる予算を内部に留保しておくことができる仕組みが必要である。
- 具体的には、国からの予算の出資を受け美術作品購入のための基金を造成することが望ましく、かつその基金は取り崩しが可能で、国が補填することが可能な仕組みであることが必要である。
- また、当該基金には、自己収入予算を上回った収入、民間からの寄附等についても充当できるような仕組みとする。それによって自己収入や外部資金を獲得しようとするインセンティブともなるものである。
- 上述のほか少なくとも、目的積立金認定基準の緩和及びその運用の弾力化など、自己収入を法人の目的に応じて活用できうる仕組みの導入が必要と考える。

6. 新たな法人制度に移行する場合に留意すべき点は、どのようなものが考えられるか。

(意見)

- 国立文化施設等は、その対象とする分野や目的・役割・機能等を自ずと異とするところであり、仮に国立美術館のみに適用されることがら、又は国立美術館には適用されないことがらがあるのであれば、規定として明確に区分することが必要と考える。
- 関係団体の意向を十分に踏まえながら、美術館の特性を考慮し、安易な法人統合は避けるべきである。

7. その他、検討すべき論点(自由記述)

(意見)

主な論点に対する意見

法人名： 独立行政法人国立文化財機構

意見発表者 役職： 理事 、氏名： 遠藤啓

1. 国立文化施設等(博物館・美術館・劇場)の目的・役割・機能や事業の特性は、どのようなものか。

(意見)

1、目的・役割・機能 (国立文化財機構)

- 文化財の収集と、その保管、修理
- 文化財の展示・公開と、日本の歴史・伝統の内外への発信
- あらゆる文化財に関する基礎的・先端的な調査研究
- 国や地方公共団体からの要請に基づいた我が国の文化財保護政策上重要な調査・研究事業の実施
- 文化財の保存・修復に関する国際協力の実施
- 文化財に関する調査・研究成果、博物館収蔵品等に関する情報の国内外への発信
- 地方自治体や公私立博物館等への指導・助言
- 埋蔵文化財や文化財保存修復の専門家への研修

2、事業の特性 (国立文化施設一般)

- 国民に対して直接サービスを提供
- 対外的には、我が国の「顔」
- 「武士は食わねど高楊枝」の「高楊枝」
- ソフト事業の典型の一つであるが、ハードの整備が前提、
- サービスの質は、知識・経験を有する人材の集積に依存
- 収入はあるが、公共施設として料金に制約。また、「流行」に左右される
- 必要な作品購入費の多寡は、優品が市場に現れるかに左右される

2. 国立文化施設等が独立行政法人に移行して、(1)改善された点(メリット)や、(2)独立行政法人制度適用上の問題点(デメリット)は何か。

(意見)

1. メリット

- サービスの対象である国民に直接対峙し、「お客様」としての認識が職員に一般化
- 費目に縛られない予算運用により、柔軟・迅速な事業の展開が可能
- 独自の人事制度が導入でき、任期付き研究員の採用など、人事上も柔軟な対応が可能
- 一定の範囲内で、自己収入による事業の実施が可能

2. デメリット

- 予算上のノルマを超えて自己収入が得られた場合でも、超過分が自由に使用できないなど、国立文化施設として必要な財政的自律性の不足
- 国の会計制度の準用や、逐次の運用改革により、事務量が増加
- 「総人件費削減計画」の全ての常勤職員への適用
- 単年度評価になじまない調査研究の「年度評価」
- 国としてなくすわけに行かない事業であるのに、期末評価では「廃止を含めて検討」
- 寄託品に関して、国家賠償法の不適用

3. 国立文化施設等を独立行政法人制度とは別の新たな法人制度に移行させることについてのどのように考えるか。

(意見)

- 「国の顔」として当然存置されるべき国立文化施設を、「廃止を含めて検討」が求められる他の法人と同列に扱うこと自体が矛盾
- 評価において、事業の質と、運営の良否だけが問われるような、別の法人制度に移行すべき

4. 仮に国立文化施設等が新たな法人制度に移行する場合の、(1)望ましいガバナンスの在り方、(2)望ましい目標設定や評価の在り方、(3)望ましい予算措置・財源確保の在り方は、それぞれどのようなものが考えられるか。

(意見)

1、ガバナンス

- 事業内容等に関する自律性の確保
- 施設の長の法人意思決定への参加
- 外部の関係者の意見を聞くための機関の法律上の位置づけ

2、目標設定・評価

- 国立大学と同様に、中期目標制定時に法人の意見聴取
- 事業の質と、運営の良否を評価し、一定期間後に新制度の適否を見直し
- 調査研究については、複数年度の評価を中心に

3、予算措置・財源確保

- 一定額の運営費交付金の確保
- 全ての自己収入について、年度内の自由な使用、翌年度への留保、中期目標期間を越えての留保を可能に（主務大臣の承認等は不要に）
- 財務に関する情報の公開

5. (国立美術館、国立文化財機構について)機動的な美術品等の取得が可能となる仕組みは、どのようなものが考えられるか。

(意見)

- 自己収入について、使用と留保が年度を越えて自由にできる仕組み
- 長期借入れや債券は、償還への国庫支援が不可欠(寄付金は特定目的のものが大半であり、償還目的には使用・募集できない。特別展収入や売店収入は、「流行」に左右され、償還財源として必要な安定性を欠く。)

6. 新たな法人制度に移行する場合に留意すべき点は、どのようなものが考えられるか。

(意見)

- 不必要な法人・事業統合の回避
- 法人の統一的運営の下での各施設の自律性の確保
- 他の法人と比較して、多数の特命随契の存続

7. その他、検討すべき論点(自由記述)

(意見)

- 文化施設においては、当該施設に係る知識・経験を有する人が財産
- 文化財の収集が一つの重要な業務であって、収蔵品と寄託品は増加の一途をたどり、その保護・活用の業務は当然増加するのに、全ての職員が総人件費削減計画の対象となるのは論理矛盾
- 寄付金を得て、これにより職員を雇っても、現状では、総人件費削減計画の対象となるが、これは非・常識的

- 収蔵庫の整備と、研究機器の更新は、恒常的な課題

主な論点に対するご意見

法人名： 独立行政法人日本芸術文化振興会

意見発表者 役職： 理事、氏名： 崎谷 康文

1. 国立文化施設等(博物館・美術館・劇場)の目的・役割・機能や事業の特性は、どのようなものか。

(意見)

独立行政法人日本芸術文化振興会は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の公演、実演家の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。

この目的を達成するため、芸術文化振興基金、国立劇場及び新国立劇場等を我が国を代表する文化芸術振興の中核的拠点として運営する役割・機能を担い、文化芸術活動に対する援助、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用等の事業を行う。

また、その特性として、文化芸術を対象とする法人の主体性・自立性が尊重されるべきこと、中長期的視点に立った各事業の継続性・安定性が確保されるべきこと、各事業に携わる職員の高度な専門性が要求されること、内外における文化交流・協力等の進展に寄与すべき伝統芸能及び現代舞台芸術の総合的なナショナルセンターとしての機能を有すること、及び業務運営に要する公的支援が不可欠であること等があげられる。

2. 国立文化施設等が独立行政法人に移行して、(1)改善された点(メリット)や、(2)独立行政法人制度適用上の問題点(デメリット)は何か。

(意見)

(1)改善された点(メリット)

- ・ 明確な目標の設定と自己点検及び外部評価制度の設置による目標達成度の評価・計測を行うことにより、業務運営の成果を客観的に把握できる。
- ・ 運営費交付金の剰余金について、上記1の各事業の経費のほか、老朽化対応等のための施設整備の充実に充てることができる。
- ・ 運営費交付金については、一括交付金制度により一定の財源確保の目途が立ち、年度ごとの概算要求及び認可予算に伴う事務が簡素化され、事務負担が軽減された。
- ・ 明確な中期目標、中期計画及び年度計画の立案や目的積立金制度の設置により法人のインセンティブ及び職員のモチベーションを高める仕組みができた。

(2)独立行政法人制度適用上の問題点(デメリット)

- ・ 中期計画に従い、計画的に業務の遂行に努めている現状に対し、中期計画に計

上された運営費交付金や施設整備費補助金を縮減するような予算措置が行われることによって、継続的・安定的な業務に支障をきたしている。

運営費交付金については、長期的な計画に基づき、継続的・安定的に運営されるべき業務が円滑に遂行できるよう確保する必要があるが、他の独立行政法人と一律に効率化係数がかけられており、削減に対処することが困難となっている。

特に、振興会の業務は、公演制作や調査研究など、専門的能力を有する職員により営まれ、すぐれた人材の確保が極めて重要であるにもかかわらず、総人件費改革が他の法人と同様に課せられていることは問題である。

総人件費改革に対しては、新規採用を維持しつつ、退職者の減を高年齢者採用で補うなど人件費の縮減を図っている。また、外部委託や一般競争入札の推進にも努めているが、これ以上の人員の抑制は限界に近づき、振興会の使命の達成に深刻な影響を与えるおそれがある。

- ・ 業績評価は、芸術文化の特性に鑑み、振興会評議員会では定性的に行われているが、文部科学省独立行政法人評価委員会や総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による評価においては、数値目標の達成を含む定量的な評価に重点が置かれがちである。しかし、特に伝統芸能の保存振興のためには必要な、費用負担の大きい復活狂言や意欲的で新たな試みを行う公演については、採算性のみで判断されるべきではない。
- ・ 公演事業等の利益について、目的積立金の申請を行う場合、文部科学省及び文部科学省独立行政法人評価委員会では経営努力による適切なものと認められているにもかかわらず、最終的には、事業を構成する細目にまで立ち入る煩瑣な査定となって認められないことが多い。振興会の自主性・主体性により経営努力が認められるものについては、大所・高所の判断を働かせ、目的積立金を認めることにより法人のインセンティブを高め、経営努力が報われるものとしてほしい。
- ・ また、さまざまな事業に対し、横並びで調査等が行われることが極めて多く、業務が益々煩雑化し、「評価疲れ」のような事態が生じている。「評価疲れ」は目標達成や勤労意欲を減退させ、職員のモチベーションを低下させる悪循環を生み出し、業務の効率化とは矛盾した現状を生み出している。
- ・ 中期計画終了時点で事業の見直しが行われるが、特に、養成研修事業や調査研究事業等については、計画の実施や成果が出るまでに、より長期的な視点が求められることから、正しい評価と事業の継続性が必ずしも保証されない。

3. 国立文化施設等を独立行政法人制度とは別の新たな法人制度に移行させることについてどのように考えるか。

(意見)

芸術文化の特性を十分に踏まえ、上記2のメリットとデメリットを勘案し、いっそう自主性と活力に富んだ法人制度に改善すべきである。

4. 仮に国立文化施設等が新たな法人制度に移行する場合の、(1)望ましいガバナンスの在り方、(2)望ましい目標設定や評価の在り方、(3)望ましい予算措置・財源確保の在り方は、それぞれどのようなものが考えられるか。

(意見)

(1)望ましいガバナンスの在り方

- ・ いっそう自主性と活力に富んだ法人制度に改善するため、法人経営者の裁量権と責任を高める。
- ・ 監査法人、監事監査、内部監査等の役割分担を行う。

(2)望ましい目標設定や評価の在り方

- ・ 振興会の事業はいずれも長期的な展望に立って計画的に実施されるため、より柔軟な目標設定及び評価方法を考慮すべきである。
- ・ 評価については事業の構成要素に細かく立ち入ることなく、事業ごとの全体評価及び全事業の総合評価によるものとし、定性的な評価方法も十分に取り入れる。
- ・ 振興会、文部科学省、総務省による重層的で時間のかかる評価体制を改善し、文化政策の観点からの評価を重視して評価の簡素化、効率化及び迅速化を図る。
- ・ 評価結果を目的積立金、運営費交付金及び補助金に反映させ、法人のインセンティブ、職員のモチベーションの向上に資するものとする。

(3)望ましい予算措置・財源確保の在り方は

- ・ 現行の運営費交付金制度について改善し、総人件費改革ほか一律の削減を適用しない。
- ・ 目的積立金の経営努力認定方法を改善し、公演事業等による利益や基金の運用益は速やかに公演事業、基金による助成事業のために使えるようにする。
- ・ 安定的・継続的な事業のため、目的積立金の繰越しを認める。
- ・ 舞台等の施設は、計画的に整備することにより老朽化を防ぎ、安全と機能を維持する必要があるため、施設整備費補助金の計画的な措置が必要である。

5. (国立美術館、国立文化財機構について)機動的な美術品等の取得が可能となる仕組みは、どのようなものが考えられるか。

(意見)

6. 新たな法人制度に移行する場合に留意すべき点は、どのようなものが考えられるか。

(意見)

中長期的な事業を行う国立文化施設にとって、業績評価を中期計画期間終了時にのみ行う方法も有意義と考えられる。但し、その場合、中期計画期間中において計画的に実施する業務に必要な交付金、補助金等については、計画どおりに確保されると共に、途中で新たな業務の必要性が生じた場合、適正な予算措置がなされるべきである。

7. その他、検討すべき論点(自由記述)

(意見)

- ・ 振興会が国立美術館や国立博物館等の文化施設と異なる特色のひとつは、その成り立ちにある。後者は、国が直轄する施設から独立行政法人に移行したのに対し、振興会は昭和41年、特殊法人国立劇場として発足した当初から自立した法人格を有し、国からの財政的な支援を受けつつ、公演事業収入等の自己財源の管理・運用にも努め、国の文化政策の一翼を担ってきた。

以来44年間、幾度かの困難な経済情勢にも直面したが、これを経営努力により克服し、歌舞伎については復活・通し狂言などにより、民間企業(松竹)との役割分担と連携を図り、文楽については廃絶の危機にあったその担い手となるなど、伝統芸能の保存・振興につとめてきた。また、平成2年には日本芸術文化振興会と名称変更して文化芸術活動の助成事業を開始し、その後も新国立劇場や国立劇場おきなわを設置し、事業の充実を図ってきた。その間、独立行政法人へ移行したが、今日まで法人の自立的運営をゆるがすことなく、文化芸術活動の助成、自主公演の上演、後継者養成、調査研究等の事業を順調に継続し、実績を重ねてきた。

- ・ 第二の特色は、振興会の全職員が一体的な組織運営を行っている点にある。即ち、音響・照明等舞台技術職を除けば、職員は基金・補助金による文化芸術活動の支援、自主公演の企画制作と営業・宣伝、後継者等の養成・研修、資料の収集・活用と調査研究及び財務会計と人事管理などの広範な職域における業務経験を積みながら、各人の適性に応じた専門的能力を向上させている。

このように、振興会の職員はどのような部署にあっても伝統芸能をはじめとする芸術文化の意義と重要性を理解して職務に当たっている。これにより、各職域間の相互理解と連携が深まり、組織の一体的・包括的運営が可能となっている。

(参考)新国立劇場関係

1. 国立文化施設等(博物館・美術館・劇場)の目的・役割・機能や事業の特性は、どのようなものか。

(意見)

- ・ 新国立劇場は、現代舞台芸術における我が国唯一の総合劇場であり、オペラ、バレエ、コンテンポラリーダンス、演劇という幅広い分野をカバーする現代舞台芸術のナショナルセンターとして開場以来着実に成果を上げてきた。開場以来13年しかたっていないが、公演水準の高さは世界の主要劇場と肩を並べるまでになっており、日本の文化発信拠点として、その役割はますます重要になっている。新国立劇場における公演は、外国のものの単なる輸入ではなく、人材を世界に求めながら、自ら制作するところに特色があり、我が国芸術文化の発展に大きく貢献している。
- ・ 新国立劇場の誕生により、国際水準の現代舞台芸術作品を、海外劇場の引越し公演のような高額の入場料金ではなく、比較的国民に利用しやすい入場料金で、年間を通じて継続的に提供することが可能となった。その結果、現代舞台芸術が広く国民に受容されるようになってきたことは周知の事実。また、採算性などの観点から民間芸術団体では取り上げにくい作品にも光を当てることで、新たな芸術創造にも寄与している。
- ・ 新国立劇場運営財団は、新国立劇場において現代舞台芸術の公演などを行うことを唯一の目的として、国と民間が協力して設立された財団であり、国の文化政策の重要な一翼を担っている。国立の劇場を運営するという事業の性格を考えれば、独立行政法人に準じた公的性格を有する組織であるが、芸術家や芸術団体の創意を最大限に取り入れることを可能とするため、また、人事面、会計面で柔軟な運営ができるようにするとともに、民間からの寄附を受けやすくするため、公益法人の形を採っている。他方、公費については独立行政法人に比べ、予算措置の面で不利な取り扱いがなされる場合があり、また、寄附金については経済状況の影響を直に受けることになるなど、財政的基盤が弱いという側面がある。

【参考】新国立劇場運営財団寄附行為より

(目的)

第3条 この法人は、主として独立行政法人日本芸術文化振興会の委託を受けて新国立劇場の施設において現代舞台芸術の公演等を行うとともに、併せて同施設の管理運営を行い、もって我が国現代舞台芸術の創造、振興及び普及に寄与することを目的とする。

(事業)

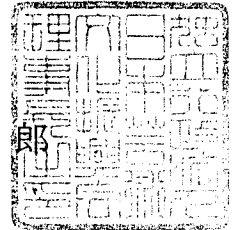
第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 現代舞台芸術の企画、制作及び公演
- (2) 現代舞台芸術の実演家、舞台技術者等に係る研修
- (3) 現代舞台芸術に関する調査研究並びに資料・情報の収集及び活用
- (4) 現代舞台芸術に関する地域交流
- (5) 現代舞台芸術に関する国際交流
- (6) 現代舞台芸術に関する講演会等の開催
- (7) 新国立劇場の施設の管理運営
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

芸 総 計 第 00039 号
平成 21 年 10 月 28 日

文部科学大臣
川 端 達 夫 殿

独立行政法人 日本芸術文化振興会
理 事 長 茂 木 賢 三



平成 21 年度第 1 次補正予算「文化振興のための基盤整備
事業」にかかる交付辞退の要請について（回答）

標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

平成 21 年 10 月 27 日付 21 庁文第 50 号で要請がありました交付の辞退について、当該要請額である「文化振興のための基盤整備事業」のうちの 2,151,849,000 円については、要請に応じ辞退いたします。

なお、今回、交付辞退により執行を停止することとなる国立劇場等整備工事及び新国立劇場整備工事に係る施設及び舞台機構等につきましては、更新すべき年限を超えるなどにより経年劣化が著しく、故障等による公演の中断又は中止等公演事業に多大な支障をきたす恐れがあるもので、緊急性が非常に高く、また、出演者、舞台関係者及び観客の安全確保のために早急な整備の実施が必要でありますので、今後の概算要求等においてできる限り速やかに必要な財源の措置が図られますよう格別の御配慮方よろしくお願い申し上げます。

平成 22 年 5 月 26 日

文部科学大臣

川端 達夫 殿

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長 茂木賢三郎



要 望 書（人件費改革の取組みに関するお願い）

1. 人件費改革についての取組みの状況

独立行政法人日本芸術文化振興会は、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、人件費については、平成22年度において平成17年度の人件費に比較して5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組みを平成23年度まで継続することとしております。

具体的には、人事院勧告の影響を考慮した上で削減目標を設定し、組織改正を行ってより効率的な人員配置に努めるとともに、高齢者採用や業務の外部委託を推進して費用の縮減を図ってきております。

2. 人材確保の必要性

しかしながら、自主公演の企画制作、養成事業、調査研究事業など、国立劇場、新国立劇場、芸術文化振興基金等の業務を確実に遂行するためには、芸術文化に関する知識や経験を有する人材を職員として確保し育成することが不可欠であります。

当振興会は、一定の新規採用を行うことで退職者による人員の減少を補い、組織の新陳代謝を計画的に進め、職員の能力向上を図りつつ、職員の年齢構成が適正となるように人事管理を行うとともに、人件費の縮減を図ってきました。また、このような努力を続けるなかで、平成21年度からの文化庁文化芸術振興

費補助金の移管に伴い増大する助成業務に対応するために必要な人員を確保しております。

3. 極めて厳しい状況となっていること

当振興会に課せられている人件費改革の状況にかんがみ、今年度の6月期賞与については今回限りの例外的な措置として国と比較して0.05ヶ月分の引下げを予定したところであります。当振興会としては、引き続き人件費抑制の方策を検討していく考えであります。現状において既に極めて厳しい状況であり、今後、当振興会の業務の水準を維持し使命を達成するには、これ以上の縮減は非常に困難な事態となっております。

4. 人件費について特段のご配慮のお願い

運営費交付金の計画的な削減や人件費改革は、すべての独立行政法人に対し一律に課せられていることは十分承知しておりますが、芸術文化の振興については、芸術文化の特性を十分に配慮し、短期的な経済的合理性や効率性の観点のみならず、長期的視点に立って安定的、継続的な業務遂行が必要であることは言うまでもなく、つきましては、当振興会の人件費の状況をお察しいただき、我が国の芸術文化活動に携わる人材を確保するため、特段のご配慮をいただきたく、このことを要望いたします。

総人件費改革について

(単位:千円)

執行見込額(A分類)	2,325,810	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> 超勤前年同額 134,000 6月賞与 1.92ヶ月 12月賞与 2.17ヶ月 賞与年間 4.09ヶ月 </div>
	↓	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 削減額 Δ 32,409 </div>	
	↓	
執行見込額(A分類)	2,293,401 (A)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> 超勤予算の縮減 Δ 20,000 6月賞与 0.05ヶ月引下げ Δ 12,397 </div>
		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> 超勤前年額-2000万円 114,000 6月賞与 1.92ヶ月 (Δ0.05ヶ月) 12月賞与 2.17ヶ月 賞与年間 4.09ヶ月 (Δ0.05ヶ月) </div>
22年度の達成目標	2,309,639 (B)	平成17年度の決算額2,431,199 \times Δ 5%
	B-A	16,238

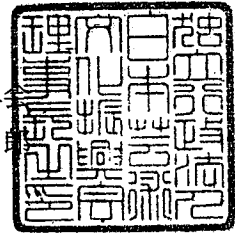
ただし、「人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く」とされており、目標値を補正するにあたっては、国と同様の考え方によることは、芸文振の実態(地域手当支給割合の大きい地域に勤務する職員の比率が高いなど)にあわない



芸総計 第00017号
平成22年8月2日

文部科学大臣
川端達夫殿

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 茂木賢三



平成23年度概算要求について(要望書)

独立行政法人日本芸術文化振興会は、広く我が国の芸術文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて我が国古来の伝統的な芸能の保存及び振興を図るとともに、現代の舞台芸術の振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的としております。このような使命を達成するため、国立劇場、新国立劇場及び芸術文化振興基金等を我が国の文化政策の重要な拠点として運営し、芸術文化活動に対する援助、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究、資料収集・利用、劇場施設の貸与等の業務を推進しております。

しかしながら、平成22年度の予算編成にあたっては、昨年11月に実施された行政刷新会議による「事業仕分け」の影響もあり、助成事業に関する文化庁からの文化芸術振興費補助金が7億27百万円、新国立劇場運営委託費が1億円削減され、また、補正予算で認められた施設整備費補助金については、一旦辞退した上で再要求した11事業の21億50百万円が大幅に減額査定されました。

当法人は平成15年10月の独立行政法人への移行から、現在2期目の中期計画を実施しておりますが、人件費等の一般管理費、施設整備維持管理費及び調査養成事業費等に充てる運営費交付金は、毎年、効率化達成のための計画的な削減が行われており、前述の諸事業を着実に進めるためには、もはや限界に達していると言っても過言ではありません。公演の実施を一例にとりましても、その調査・企画・制作を行う専門能力を有する職員を育成・確保することが重要であります。総人件費改革の厳しい要求の中、職員給与や員数の抑制はほとんど限度に達しており、振興会の使命達成に深刻な影響を与えております。

つきましては、当法人の直面している状況をご賢察の上、以下の運営費交付金、施設整備費補助金及び文化芸術振興費補助金等に係る平成23年度予算を十分に確保下さいますようお願い申し上げます。

【平成23年度概算要求額】

日本芸術文化振興会要求額	188億31百万円
運営費交付金	104億88百万円
施設整備費補助金	31億65百万円
文化芸術振興費補助金	51億78百万円
	(21年と同額要望、22年度は44億94百万円)

なお、平成 23 年度予算の概算要求基準においては、各省庁一律に 10%の削減を行い、政策コンテストを実施した上で編成することとありますが、当法人の諸事業は、これまで述べたとおり、長期的な展望に立って、我が国の芸術文化の普及振興を図るため、実施の数年前から計画的・段階的に企画・立案されているものです。予算要求が短期的な、また、一過性の政策を前提に行われるならば、芸術文化の助成、伝統芸能の公開、現代舞台芸術の公演をはじめとする諸事業の継続的・安定的な実施は不可能となります。

国民の明日への活力を養い、心豊かな生活に寄与する芸術文化の灯を絶やすことのないよう、来年度予算につきましては、格別のご理解、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

主な論点に対するご意見

法人名：独立行政法人国立科学博物館

意見発表者 役職：理事、氏名：折原 守

1. 国立文化施設等(博物館・美術館・劇場)の目的・役割・機能や事業の特性は、どのようなものか。

(意見)

○国立科学博物館は、

- ・我が国の自然史・科学技術史に関する中核的研究機関。
- ・我が国の科学系博物館の活動の振興に寄与する主導的な博物館。
- ・青少年をはじめ国民の科学リテラシーの向上を図る社会教育機関。

○上記の役割を果たすため、①調査研究、②標本資料の収集・保管、③展示・学習支援活動の三つの活動を一体的に推進していることが特性。

○以上により、「人々が、地球や生命、科学技術に対する認識を深め、人類と自然、科学技術の望ましい関係について考察することに貢献すること」(第二期中期目標)が科博の使命であり、このためには、継続的・安定的に事業を実施していくことが必要。

2. 国立文化施設等が独立行政法人に移行して、(1)改善された点(メリット)や、(2)独立行政法人制度適用上の問題点(デメリット)は何か。

(意見)

(1)改善された点

(経費面)

- ・ 運営費交付金が渡しきりのため、弾力的な予算執行が可能。
- ・ 独法の判断による入館料の設定が可能(高校生以下の無料化等)。

(人事・組織面)

- ・ 組織の見直し等について、独法が主体的に検討し、組織改編が可能(研究部の室の廃止とグループ制の導入による分野横断的、組織的な研究の強化。標本資料センター等の横断的組織の設置等)。

(意識面)

- ・ 自主・自律的で責任感を持った業務運営について、館長のリーダーシップのもと、法人の目指す方向が明確化され、職員の目的意識が向上(職員の意識がサービス向上に向け積極的になっており、タイアップイベントや施設の貸出等の新しいアイデアを取り入れた事業展開等が行われている)。

(2)問題点

(経費面)

- ・ 全独法一律での運営費交付金や人件費の削減(科博においては、物件費のこれ以上の削減は通常業務に支障。人件費については極力研究部門の人員を維持し、管理部門等の人員の削減で対応してきたが、限界)。

- ・ 運営費交付金の算定においては、運営費から自己収入を差し引くこととされており、自己収入増へのインセンティブが働かない。
- ・ 入館者数の増に伴う自己収入の増や経費節減を図っても、必ずしも経営努力として認定されない。
- ・ 展示改修経費の安定的な確保が不可欠だが、財源措置が国の財政状況に左右されるため、計画的な展示改修が困難(展示改修については、展示のマンネリ化への対応が必要であり、また、特に科博の常設展示の特性として、自然史・科学技術史に関する最新の研究成果の時宜を得た反映や、摩耗が激しいハンズオン展示の維持・改修が必要)。

(評価面)

- ・ 主務省の評価委員会による評価に加え、総務省の評価委員会による事務事業の改廃に向けた評価が行われるなど、評価体制が重複。
- ・ 評価結果が予算等に反映されない(予算要求の時期と評価結果が出る時期にタイムラグがある等)。

3. 国立文化施設等を独立行政法人制度とは別の新たな法人制度に移行させることについてどのように考えるか。

(意見)

- まずは、上記のような現行の独法制度における問題点の解消に向けた検討が必要。
- 中核的研究機関・主導的な博物館としての役割等をより一層遂行できるような「新たな法人制度」が設計(現在の独法制度のメリットを引き継ぐとともにデメリットが解消される等)されるのであれば、移行は検討に値すると考える。

4. 仮に国立文化施設等が新たな法人制度に移行する場合の、(1)望ましいガバナンスの在り方、(2)望ましい目標設定や評価の在り方、(3)望ましい予算措置・財源確保の在り方は、それぞれどのようなものが考えられるか。

(意見)

(1)望ましいガバナンスの在り方

- ・ 法人の判断により、民間人・大学の研究者等有識者を入れた協議会または経営委員会等(国立大学法人の経営協議会に類するもの)を設置し、法人外の第三者の意見を経営に取り入れることも一案。

(2)望ましい目標設定や評価の在り方

- ・ 目標設定については現行通り(文部科学大臣が目標を設定)。
- ・ 評価体制については、博物館に関する政策を担う文部科学省に一元的に評価委員会を設置(博物館等の目的や特性に応じた評価の部分については、研究者や博物館職員等の専門家によるレビューを基本とする)。

(3)望ましい予算措置・財源確保の在り方

- ・ 運営費交付金、人件費の一律削減についての廃止。
- ・ 入館料収入を運営費交付金算定から除外。
- ・ 展示改修や予期せぬ不測の事態に対応できるようにするため、経営努力等で得られた利益や民間からの寄附金を基金などとして積み立てることが可能となるよう措置(積み立てについては、弾

力的な経営努力認定が必要。国立大学法人を例とした経営努力認定基準の考え方の導入なども一案)。

- ・ 寄附を促進するような税制改正が必要。

5. (国立美術館、国立文化財機構について)機動的な美術品等の取得が可能となる仕組みは、どのようなものが考えられるか。

(意見)

6. 新たな法人制度に移行する場合に留意すべき点は、どのようなものが考えられるか。

(意見)

- 各法人の目的、資料の性格や調査研究の手法は大きく異なり、法人の設置単位は現行を維持すべき。
- 国立科学博物館の在り方を検討するに当たっては、調査研究、コレクション構築、展示・学習支援活動を一体的に推進し、中核的研究機関、主導的な博物館としての科博の使命を引き続き最大限果たせるようにすることが大前提。

7. その他、検討すべき論点(自由記述)

(意見)